

現在事項全部証明書

東京都千代田区麹町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社

会社法人等番号	0100-01-028689	
商号	芙蓉総合リース株式会社	
本店	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年 1月 1日変更
		平成30年 1月 4日修正
	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	令和 2年 6月 1日移転
		令和 2年 6月 1日登記
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 令和 4年 9月 5日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.fgl.co.jp/IR/koukou/koukou.asp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	平成19年 6月26日変更
		平成19年 7月 9日登記
会社成立の年月日	昭和44年5月1日	
目的	1. 下記の物件および権利のリース業 (1) 機械・器具・工具類 工作機械および工具類 鉱山・選鉱機械、建設土木機械、荷役・運搬機器 化学機械および装置、冷凍機、繊維機械 林業・水産用機械、その他の産業機械 精密機器、計測機器、光学機器 事務用機械器具 電気・電子機器および装置 自動車、鉄道車両、船舶、航空機、その他の輸送機械 通信機器、医療保健用機器 商業店舗用設備機器 洗車場等のサービス施設用設備機器 (2) 不動産 (3) 商標権、特許権、実用新案権、意匠権等の無体財産権 2. 前号に掲げた物件および権利の売買、割賦販売および輸出入業務 3. 古物営業 4. 金融業務 5. 不動産の仲介、鑑定および管理業務 6. 発電事業および電力をはじめとするエネルギーの供給、売買等に関する	

	事業ならびに環境・エネルギー分野における商品・サービスの提供に関する事業 7. 企業経営等に関するコンサルティング業務 8. 他の事業者に係る管理業務・情報処理業務等のアウトソーシング受託業務および支援業務 9. 第二種金融商品取引業 10. 金銭清算事務および集金代行業務 11. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業 12. 前各号に付帯または関連する一切の業務 令和 2年 6月23日変更 令和 2年 7月 6日登記	
単元株式数	100株	平成15年 7月25日設定
		平成15年 7月25日登記
発行可能株式総数	1億株	平成15年 7月25日変更
		平成15年 7月25日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3028万7810株	平成16年12月27日変更
		平成16年12月28日登記
資本金の額	金105億3216万3400円	平成16年12月27日変更
		平成16年12月28日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店 令和 3年11月22日変更 令和 3年11月22日登記	
役員に関する事項	取締役 辻 田 泰 徳	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
	取締役 一 色 誠 一	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
	取締役 市 川 秀 夫	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
	取締役 山 村 雅 之	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
	取締役 高 田 桂 治	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記

	取締役 織田 寛 明	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	取締役 松 本 博 子	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	取締役 岸 田 勇 輔	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	取締役 高 橋 博	令和 6 年 6 月 2 1 日就任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 織田 寛 明	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高 田 桂 治	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	東京都渋谷区神宮前六丁目33番9号パークハウス神宮前405 代表取締役 岸 田 勇 輔	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	監査役 米 川 孝 (社外監査役)	令和 3 年 6 月 2 3 日就任
		令和 3 年 7 月 6 日登記
	監査役 井 本 裕 (社外監査役)	令和 3 年 6 月 2 3 日就任
		令和 3 年 7 月 6 日登記
	監査役 森 川 仁 人	令和 6 年 6 月 2 1 日就任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令の定める限度まで取締役の責任を限定する契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、法令の定める限度まで会計監査人の責任を限定する契約を締結することができる。	

	平成27年 6月24日変更	平成27年 7月 6日登記
支 店	1 大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号	平成21年 2月23日移転 ----- 平成21年 2月26日登記
	2 名古屋市中区錦二丁目2番2号	平成22年 3月15日移転 ----- 平成22年 3月23日登記
	3 福岡市中央区天神二丁目14番13号	令和 1年 9月 2日移転 ----- 令和 1年 9月 9日登記
	4 広島市中区立町1番20号	
	5 仙台市青葉区中央一丁目6番35号	平成22年 8月 2日移転 ----- 平成22年 8月 5日登記
	8 札幌市中央区北三条西三丁目1番44	
	10 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地の13	
	11 東京都台東区上野三丁目16番5号	平成23年 8月29日移転 ----- 平成23年 9月 1日登記
	13 静岡市葵区御幸町5番地9	平成17年 4月 1日変更 ----- 平成17年 4月 7日修正
	18 群馬県高崎市八島町265番地	平成25年 2月23日変更 ----- 平成25年 2月27日登記
	24 石川県金沢市上堤町1番12号	平成21年11月 1日変更 ----- 平成21年11月 2日登記
	25 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	平成13年 7月 2日移転 ----- 平成13年 7月11日登記
	29 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	平成14年 7月29日移転 ----- 平成14年 8月 5日登記

	35 岡山市北区本町6番36号	平成31年 4月 1日設置 平成31年 4月 1日登記
新株予約権	芙蓉総合リース株式会社第5回新株予約権 新株予約権の数 11個 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 1100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。 ①算式 $C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$ 上記算式中のd_1およびd_2は次のとおり $d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$ ②上記算式の記号の趣旨等 イ、1株当たりのオプション価格（C） ロ、株価（S）：平成24年10月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段） ハ、行使価格（X）：1円 ニ、予想残存期間（t）：4年3ヶ月 ホ、ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成20年7月16日から平成24年10月15日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率 ト、配当利回り（λ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・）） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	

新株予約権を行使することができる期間 平成24年10月16日から平成24年10月15日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。 イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案			
<table><tr><td>平成24年10月16日発行</td></tr><tr><td>平成24年10月24日登記</td></tr></table>		平成24年10月16日発行	平成24年10月24日登記
平成24年10月16日発行			
平成24年10月24日登記			
芙蓉総合リース株式会社第6回新株予約権 新株予約権の数 28個 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 2800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない			

事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-d_1} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格（C）
- ロ. 株価（S）：平成25年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ. 行使価格（X）：1円
- ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ（ σ ）：4年3ヶ月間（平成21年7月12日から平成25年10月11日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ. 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率
- ト. 配当利回り（ λ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月15日から平成55年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。
- ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。
 - イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。
 - ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。
 - ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年10月15日発行

平成25年10月23日登記

芙蓉総合リース株式会社第7回新株予約権

新株予約権の数
95個

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 9500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-d_1 N(d_1)} - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格 (C)

ロ. 株価 (S) : 平成26年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)

ハ. 行使価格 (X) : 1円

ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ (σ) : 4年3ヶ月間 (平成22年7月15日から平成26年10月14日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月15日から平成56年10月14日まで (以下、「行使可能期間」という)

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年10月15日発行

平成26年10月22日登記

芙蓉総合リース株式会社第8回新株予約権

新株予約権の数
89個

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 8900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格 (C)

ロ. 株価 (S) : 平成27年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)

ハ. 行使価格 (X) : 1円

ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ (σ) : 4年3ヶ月間 (平成23年7月15日から平成27年10月14日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月15日から平成57年10月14日まで (以下、「行使可能期間」という)

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年10月15日発行

平成27年10月26日登記

芙蓉総合リース株式会社第9回新株予約権

新株予約権の数
135個

令和6年10月31日変更 令和6年11月5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 1万3500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和6年10月31日変更 令和6年11月5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-d_1 N(d_1)} - e^{-r_2 t} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格 (C)

ロ. 株価 (S) : 平成28年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)

ハ. 行使価格 (X) : 1円

ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ (σ) : 4年3ヶ月間 (平成24年7月14日から平成28年10月13日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月14日から平成58年10月13日まで (以下、「行使可能期間」という)

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年10月14日発行

平成28年10月25日登記

芙蓉総合リース株式会社第10回新株予約権

新株予約権の数
92個

令和 6年10月31日変更 令和 6年11月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 9200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年10月31日変更 令和 6年11月 5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラックショールズモデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格 (C)

ロ. 株価 (S) : 平成29年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)

ハ. 行使価格 (X) : 1円

ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ (σ) : 4年3ヶ月間 (平成25年7月14日から平成29年10月13日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月16日から平成59年10月15日まで (以下、「行使可能期間」という)

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	平成29年10月16日発行 平成29年10月27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月11日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年11月25日
東京法務局
登記官

佐藤美智代

